

特殊事由により水産物輸入割当品目を 輸入しようとする場合の申請について

平成21年5月1日以降、特殊事由により水産物輸入割当品目を無償で輸入する場合、経済産業省への輸入割当申請の際に、水産庁が確認した書類が必要となります。

水産庁が確認した書類の取得申請は下記により行ってください。

1 申請先

農林水産省水産庁漁政部加工流通課

電話：03-3501-1961

2 申請書類

特段記載がないものについては1通とし、輸入確認書及び使用原料確認票の他は写しを提出ください。

(1) 輸入確認申請書 2通

(2) ① 試験研究用及び商品見本に用いる貨物であって転売が行われない貨物

イ 貨物の使用計画書類

ロ 貨物の輸入書類（インボイス及びB/L）

② 商品クレーム等に基づく代替貨物

イ 代替前貨物の輸入書類

（インボイス、B/L、輸入割当証明書、輸入承認証及び契約書）

ロ 貨物代替の必要性を証する書類

ハ 代替貨物の輸入書類（インボイス及びB/L）

③ 使用目的達成後、荷送人に積戻す貨物

イ 貨物の使用計画書類

ロ 貨物の使用者と荷送人の間で交わされた契約書

ハ 貨物の輸入書類（インボイス及びB/L）

④ その他特殊事由による貨物（所有権の移転しない委託加工貿易によるもの）

イ 使用原料確認票 2通

既に使用原料確認票により、確認を受けた原料を使用した申請は、当該使用原料確認票（原本）により、ハ及びニの書類は不要。

ロ 委託加工貿易契約書の写し

ハ （日本産原料の場合）

- ・日本産原料調達に係る書類（売人買人双方の名称、売買年月日、売買品目及び売買数量が確認できる書類）
- ・生産者から当該輸出者までの数量履歴

（外国産原料の場合）

- ・原料の輸入書類（輸入承認証又は輸入許可通知書、インボイス及びB/L）、輸入者から輸出者までの売買関係書類（売人買人双方の名称、売買年月日、売買品目及び売買数量が確認できる書類）
- ・外国産原料の輸入者から輸出者までの数量履歴

ニ 原料の輸出書類（輸出許可通知書、インボイス及びB/L）

ホ 当該原料が委託加工先国に到着したことを証する書類、加工報告書、加工証明書、当該製品が輸出されたことを示す書類

へ 当該貨物の輸入書類（インボイス及びB/L）

⑤ その他特殊事由による貨物（上記④以外のもの）

イ 特殊事由に該当することを証する書類

ロ 輸入書類（インボイス及びB/L）

*上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

*水産庁で輸入確認書を取得した後、経済産業省にて輸入割当申請を行ってください。

【お問い合わせ先】

水産庁加工流通課

水産物貿易対策室

電話：03-3501-1961